

# 総務常任委員会 / 市民産業常任委員会

## 総務常任委員会

総務常任委員会に付託された議案の審査経過と結果について報告します。

### ◆白河市予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人を定める条例

地方自治法施行令の改正に伴い、予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人を規定する条例を制定するものです。

#### 【参考】

1・本条例の制定により、新たに本市の調査等の対象予定となる法人

- ① 産業サポート白河（平成22年度決算・出資割合36・1%）
- 2・地方自治法施行令により、現在本市の調査等の対象となっている法人

- ① 白河地方土地開発公社
- ② 財団法人白河観光物産協会
- ③ 株式会社ひがし振興公社

**問** 出資割合が25%以下の団体等に対する経営状況の確認方法について

**答** 株式会社については、議決権の行使でチェック機能を働かせます。その他の法人・

団体などは総会等で意見を述べたり、場合によっては、観光物産協会のように市の職員が役員として参画しチェックすることもあります。

### ◆白河市東日本大震災による被災者に対する市税等の減免に関する条例の一部を改正する条例

東日本大震災により甚大な被害を受けた者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免措置を一定期間延長するため、所要の改正をしようとするものです。

**問** 減免した保険料等の国からの補てんについて

**答** 国民健康保険税は特別調整交付金、介護保険料は介護保険災害臨時特例補助金で補てん及び補助されます。

### ●一般会計補正予算(第2号) 総務部関係

歳入について

財政調整基金繰入金  
2699万2000円。

一般会計を補正予算を編成するにあたり、財政調整基金を取り崩し繰り入れするものです。

歳出について  
施設解体工事費

34万9000円。

4月3日の暴風により被害を受けた、大信庁舎のプレハブ倉庫を解体する費用です。

▼付託された議案は、いずれも原案のとおり可決しました。

## 市民産業常任委員会

市民産業常任委員会に付託された議案の内容と審査状況について報告します。

### ◆白河市手数料条例の一部を改正する条例

外国人登録法の廃止に伴い、同法の規定に基づく書類の交付手数料を削除するため、所要の改正をするものです。

### ◆白河市生活交通バス条例の一部を改正する条例

生活交通バスに表郷地域巡回バス及び東地域巡回バスを含めるため、所要の改正をするものです。

**問** 今までどおり無料運行で実施できないか。

**答** 合併後の各地域の負担公平性を図ること、さらには補助金の活用により、今後、地域交通を守るための条例改正である。

### ◆白河市住民基本台帳カード利用条例の一部を改正する条例

## 例

住民基本台帳法の一部改正に伴い、引用条項の整理を図るため、所要の改正をするものです。

### ◆白河市印鑑条例の一部を改正する条例

外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部改正により、外国人住民が住民基本台帳に記録されることに伴い、条文の整理を行うなど、所要の改正をするものです。

### ●一般会計補正予算(第2号)

当委員会に係る歳出補正は次のとおりです。

#### ●市民生活部関係

○災害救助関係事業  
災害見舞金 2033万円。

「白河市災害見舞金等支給条例」に基づき支給する災害見舞金について、支給対象件数の増加等により不足が見込まれる費用です。

見舞金額

- ① 全壊世帯  
1世帯につき 10万円
- ② 半壊世帯  
1人につき 2万円
- 1世帯につき 5万円
- 1人につき 1万円

#### ●産業部関係

○再生可能エネルギー導入推進事業  
施設整備工事費 2200万円。

「白河地域再生可能エネルギー推進協議会」を通じ、ソーラーフロンティア株式会社（昭和シェル石油株100%子会社・本社・東京都港区）から寄付を受けた太陽光パネルの設置費用です。

- ① 寄付の内容  
130ワット太陽光パネル×230枚（1時間当たり30キロワット相当）
- \* 1枚当たり大きさ  
縦・約98cm×横・約126cm
- ② 設置場所  
市役所等の公共施設を予定

#### ●産業部関係

説明

市に寄贈された太陽光パネル230枚のうち、約100枚を本庁舎に、残りを各庁舎等に設置することを検討している。

**問** 本庁舎に設置するパネルの発電量について

**答** 約13キロワットの発電量となり、基本的には全て売電する。

▼付託された議案は、いずれも原案のとおり可決しました。

# 教育福祉常任委員会／建設水道常任委員会

## 教育福祉常任委員会

教育福祉常任委員会に付託された議案の内容と審査状況について報告します。

### ◆白河市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東日本大震災により居住用財産の敷地の譲渡所得に対する地方税法の特別控除の適用期間延長を国民健康保険税の算定に適用させるために、所要の改正をするものです。

### 問 被災居住用財産の敷地が譲渡されるケースについて

**答** 東日本大震災による全壊等により居住用住宅を取り壊し、敷地を売り渡した場合の譲渡所得等の特別控除等であり、震災の影響により譲渡が困難なため、この特例期間を3年から7年に延長するもの。

### ◆白河市子ども医療費の助成に関する条例

福島県が18歳以下の県民の医療費無料化を平成24年10月予定で施行することに伴い、所要の改正するものです。

### ◆白河市表郷クリニック条例の一部を改正する条例

表郷クリニックの診療科目に整形外科を加えるために所要の改正をするものです。

## 問 診療科目の看板などの表記及び市民への周知等について

**答** 条例改正後、県への診療科目の変更手続きを行ったあと、指定管理者において表郷クリニックの看板に診療科目を追加表記する。また、広報紙やチラシ等により、診療科目が追加されたことについて、市民へ周知していきたい。

### ◆福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

福島県後期高齢者医療広域連合の規約の変更に関する協議について、地方自治法の規定により、議会の議決を得ようとするものです。

### 国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

歳入歳出補正総額は3億827万5000円の増額となり、歳入歳出予算総額は、69億828万2000円となりました。

### 問 介護納付金や後期高齢者支援金の算定について

**答** 後期高齢者支援金の内訳には、前々年度の精算額の減額分が含まれており、昨年度の概算額より、今年度が多くなっている。介護納付金は、今年度の概算額は、昨年度よ

り増加している。

### 一般会計補正予算（第2号）

歳入歳出補正総額は9185万1000円の増額となり、歳入歳出予算総額は369億922万2100円となりました。

▼付託された議案は、いずれも原案のとおり可決しました。

## 建設水道常任委員会

建設水道常任委員会に付託された議案の内容と審査状況について報告します。

### ◆白河市営住宅条例の一部を改正する条例

八竜神市営住宅の一部解体及び立石山市営住宅の解体に伴い、所要の改正をするものです。

八竜神市営住宅の一部は、昭和34年度、コンクリートブロック造平屋建てで3棟18戸が建設されましたが、老朽化が著しいため解体したところ。跡地については、新たに市営住宅20戸の建設を予定しています。

立石山市営住宅は、昭和42年度、コンクリートブロック造平屋建てで4棟9戸が建設されましたが、老朽化が著しいため解体したところです。

同敷地については、福島財務事務所から借地していました。今後新たに市営住宅を建設する予定がないため返還しました。

### ◆市道路線の認定及び廃止について

羅漢前線の認定、及び箭内小屋線の廃止をするものです。羅漢前線は現在も生活道路として使用されており、白河市土地改良区が所有していますが、市へ無償譲渡されることから新たに市道として認定するものです。

### ◆専決処分の承認を求めるところについて

平成23年度白河市公共下水道事業特別会計予算の歳入に不足が生じたため、緊急に予算措置を必要とし、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年度白河市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告するものです。

## ★審議の中での主な質疑

**問** 今後は、歳入に不足が生じることのないよう、財源の管理を適正に行うべきである。

**答** 所管課内において、確認・チェックを適切に行っています。

### 一般会計補正予算（第2号）

当委員会に係る歳出補正は次のとおりです。

#### ●建設部関係

・市道関連宅地施設災害復旧支援事業

補助金 1000万円

市道等と接続している宅地施設の塀等が被災を受け、市道等と一体的かつ同時に復旧工事を行う場合、工事に係る経費の一部を助成する費用です。

#### ・被災住宅応急修理事業

修繕費 1300万円

自らの資力で被災住宅の修理を行うことができない被災者を対象に、日常生活に必要な部分の修理を市が実施する費用です。

▼付託された議案は、いずれも原案のとおり可決または承認しました。